

「へき地の医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修」に関する情報収集結果

東北管区行政評価局

第 1 評価監視官室

1 情報収集の経緯

東北管内において、「派遣先の医療機関から依頼を受け、医療従事者（薬剤師）を派遣しようとしたが、医療従事者をへき地に派遣する場合、派遣就業前に事前研修を実施することとされているにもかかわらず、県において研修実施要領が未策定、研修内容等が定められていないため、薬剤師を派遣できない。このため、県に対し、事前研修の内容等を定めるよう働き掛けてほしい」との行政相談が派遣業者から寄せられた。

そこで、当局において、看護師等（看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師。以下同じ。）がへき地の医療機関への派遣に必要な研修を受講できず、へき地への医療機関に派遣できない事案が生じないよう対応方策を検討するため、東北管内における事前研修の実施状況に係る実態を把握することとした。

2 制度の概要等

(1) へき地の医療機関への看護師等の派遣

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 4 条第 1 項第 3 号において、派遣労働者に従事させることが適当でないと認められるものとして政令で定める業務（以下「適用除外業務」という。）については、労働者派遣事業を行ってはならないとされている。

また、医療機関において医師、看護師等が行う医療関連業務については、医療機関が派遣労働者となる医療資格者を特定できないことによりチーム医療に支障が生じるとの指摘等を踏まえ、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 95 号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第 2 条第 1 項において、適用除外業務とされている¹。

しかしながら、令和元年地方分権改革に関する提案募集において、へき地の医療機関における深刻な医療従事者の不足を背景として、へき地における医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和に関する提案がなされた。当該提案を踏まえ、令和 3 年 4 月 1 日に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 40 号。以下「改正政令」という。）が施行され、へき地の医療機関において行われる看護師等の業務について、人材確保の観点から、既にへき地の医療機関への派遣が認められている医師と同様の枠組みにより、

¹ 医師については、地域によっては医師の確保が困難となっており、医師確保のための選択肢の一つとして労働者派遣を認める必要性が高いこと等から、平成 18 年に労働者派遣法施行令が改正され、へき地の医療機関への労働者派遣が認められている。

チーム医療に対する支障を回避しつつ、適用除外業務から除くこととされた。

(2) 看護師等の業務について労働者派遣を行うことが可能なへき地の範囲

労働者派遣法施行令第2条第2項において、へき地とは、表1の①から⑦までのいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定める市町村とするとされている。

また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第2条第2項の市町村を定める省令（平成18年厚生労働省令第70号）において、労働者派遣が可能となる市町村が定められており、東北管内においては、令和7年9月1日現在、227市町村のうち193市町村が指定されている。

表1 看護師等の業務について労働者派遣を行うことが可能なへき地の範囲

① 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の区域」
② 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島の区域」
③ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する「辺地」
④ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された「振興山村の地域」
⑤ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する「小笠原諸島の地域」
⑥ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する「過疎地域」
⑦ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島の地域」

（注）労働者派遣法施行令に基づき当局が作成

(3) 派遣就業前の事前研修の実施

厚生労働省は、令和3年4月1日に改正政令が施行されるに当たり、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和3年3月2日付け各都道府県知事宛て医政発0302第14号厚生労働省医政局長、職発0302第5号厚生労働省職業安定局長、子発0302第1号厚生労働省子ども家庭局長、老発0302第6号厚生労働省老健局長、障発0302第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知。以下「令和3年通知」という。）を发出している。

令和3年通知において、派遣元事業主は、医療関連業務がチームにより一体として行われるものであることに加え、へき地においては、対応すべき医療のニーズが広範にわたり得るという特性に鑑み、へき地にある病院等への派遣後に診療の補助等の業務を円滑に行うために必要な研修（以下「事前研修」という。）をあらかじめ受けた看護師等

を派遣すべきであるとされている。

また、研修を受けた看護師等であるかの確認は、事前研修を修了した旨の証明書により行うこととされているほか、事前研修を受けさせずに看護師等の派遣を行っていることが判明した場合には、派遣元事業主及び派遣先の医療機関双方に対し、事前研修を受けさせてから就業させるよう、都道府県による助言・指導の対象になるものとされている。

なお、事前研修の実施主体、内容等については、表2のような内容が望ましいとされているほか、派遣先となる病院等の意向を十分に確認した上で、派遣される看護師等の個人的な属性（へき地勤務経験等）や労働者派遣契約の内容（勤務場所、期間、業務内容の特約等）等に応じた取扱いをしても差し支えないとされている。

表2 派遣就業前の事前研修の実施主体、内容等

項目	内容
事前研修の実施主体	都道府県のへき地医療支援機構 ² 等が中心となって行う（注2）。
事前研修の内容	○ 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係機関との連携体制のあり方 ○ へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等 ○ 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境（気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等）
事前研修の期間	最低6時間以上であることが望ましい。
事前研修を修了した旨の証明	看護師等が事前研修を修了したと認められる場合には、事前研修の実施主体（都道府県のへき地医療支援機構等）において、その旨の証明書を発行する。

（注）1 令和3年通知に基づき当局が作成

2 実際は、都道府県のへき地医療支援機構等が策定した事前研修に係る実施要領等に基づき、派遣業者が研修を実施し、その結果を都道府県に報告する場合が多い。

3 情報収集結果

東北管区行政評価局に寄せられた派遣業者からの行政相談を踏まえ、東北6県に対して事前研修の実施状況を聴取したところ、実施しているのは2県であった。また、医療機関等に看護師等を派遣している派遣業者に対して、派遣ニーズや、派遣に当たってのあい路、県における事前研修の実施に関する意見等を聴取した結果は以下のとおりである。

² へき地医療支援機構は都道府県単位で設置され、へき地診療所等への医師の派遣の実施、へき地で勤務する医療従事者に対する研修計画・プログラムの作成等を行っている。

(1) 看護師等のへき地の医療機関への派遣ニーズ及び派遣に当たってのあい路

東北管内の医療機関等に看護師等を派遣している派遣業者に派遣ニーズを聴取したところ、「医療機関がハローワークを通じて求人票により看護師等を募集したものの、応募がなかったために派遣業者に派遣を依頼するケースが増加しており、今後も看護師等のへき地の医療機関への派遣ニーズは増加すると考えられる。」、また、「全国的にみると、看護師が退職して人手不足であり、1か月後に派遣してほしいという派遣ニーズも多い。」としている。さらに、同派遣業者は、「平均して1日当たり3件のへき地の看護師派遣に係る求人票を出しており、派遣件数も、令和5年から増加傾向にあり、これまでに10数件はある。」としている。

このうち、事前研修を実施していない県に所在するへき地の医療機関に看護師等を派遣する場合は、当該県が策定した医療計画を抜粋して派遣業者が独自に研修資料を作成しているが、医療計画のどの部分を抜粋すればよいか分からず苦勞したことから、事前研修を実施していない都道府県においては、実施を検討するとともに、研修に必要な資料を提供してほしいとの意見が聞かれた。

(2) 事前研修を実施していない4県の状況

ア 事前研修の実施の必要性に係る認識

事前研修を実施していない4県に対し、事前研修の実施の必要性に係る認識について聴取したところ、上記派遣業者による派遣の実績がある1県では事前研修を実施することは考えていないとしている。

一方、残りの3県は必要性を認識しており、このうち1県は、令和6年の夏頃に派遣業者から寄せられた事前研修に関する問合せを契機として、今後開催予定であるへき地医療支援計画策定等会議において、実施について検討する予定としている。

イ 事前研修の実施に当たっての意見

複数の県から、事前研修の実施を検討するに当たり、実施スキーム、研修実施要領及び研修資料について、どのように策定等すればよいか不明であることが課題であるとの意見が聞かれた。

また、これらの県から、事前研修の実施に当たっては、表3のとおり、①事前研修を実施している他都道府県の例について情報提供してほしい、②各種団体（看護師会、薬剤師会等。以下同じ。）との調整状況について情報提供してほしいとの意見が聞かれた。

表3 事前研修の実施に当たっての意見・要望

概要	意見・要望の内容
事前研修を実施している他都道府県の例について情報提供してほしい。	事前研修の実施スキーム、実施要領、研修資料について、既に実施している他都道府県の例や、策定方法等の情報を可能な限り多く提供してほしい。 また、実施済みの都道府県に聴取することができるよ

	う、全国の都道府県における事前研修に係る実施状況（実施済み、未実施、検討中など）について情報提供してほしい。
他都道府県における各種団体との調整状況について情報提供してほしい。	今後、事前研修の実施を検討する場合、各種団体に研修資料の内容について相談する必要性を感じている。このため、各都道府県においてどのように各種団体と研修資料について調整を行ったかなどの情報を提供してもらえれば有り難い。

（注）当局の情報収集結果による。

さらに、これらの県では、情報提供に係る具体的な方法として、表４のとおり、既存システム、会議、オンライン説明会、YouTube などで周知してほしいとの意見が聞かれた。

表４ 情報提供に係る具体的な方法についての意見・要望

- 事前研修を実施している他都道府県の例等について、令和３年通知に追記するか、改めて事務連絡を発出してほしい。
- 厚生労働省からの通知、事務連絡等は、メールで発出されるほか、OnePublic³（現在は調査・照会（一斉調査）システム）に掲載されるが、現場では、過去の通知、事務連絡等を確認したい際に当該システムをよく活用している。当該システムに他都道府県における事前研修の実施スキーム、実施要領及び研修資料の例や、策定方法などに関する情報が掲載されていると有り難い。
- 厚生労働省が開催する会議（例えば、全国へき地医療支援機構等連絡会議など）において周知してほしい。
- 新型コロナウイルスのワクチン接種については、制度やウィルス株が変わる度に、メールで資料が送付されるとともに、厚生労働省による都道府県を対象としたオンライン説明会が毎回開催されていた。このように、通知等が発出した後に、30分程度、担当者レベルでよいので、オンライン説明会を開催してほしい。
- YouTubeなどで周知してもらえれば、業務の合間に閲覧できるので有り難い。

（注）当局の情報収集結果による。

（３）事前研修を実施している２県の状況

ア 事前研修を実施した経緯

事前研修を実施した経緯は表５のとおりであり、２県とも派遣業者からの問合せを契機として実施している。

³ 厚生労働省は、地方公共団体とのコミュニケーションの円滑化及び業務効率化を目的として、通知や事務連絡等を全国に一斉に発出する「お知らせ機能」、地方公共団体に対する「アンケート機能」等を搭載した共同ポータルサイト（OnePublic）を令和３年４月に導入した。

その後、地方公共団体の業務負担軽減の観点から、当該サイトを総務省の「調査・照会（一斉調査）システム」に移行し、令和６年４月から本格運用を開始している。

表 5 事前研修を実施した経緯

番号	事前研修を実施した経緯
1	令和 4 年度に、県内の派遣業者（2、3 社）から、「今後、へき地の医療機関への看護師派遣に係るニーズが寄せられる可能性があるが、どのように事前研修を実施すればよいか。」との問合せが寄せられたことを契機として、令和 5 年 2 月に事前研修を実施
2	令和 6 年 6 月上旬に、派遣業者から、「県内のへき地の医療機関に薬剤師を派遣したいが、派遣就業前の事前研修をどのように実施すればよいか」との問合せが寄せられたことを契機として、同月中に事前研修を実施

（注）当局の情報収集結果による。

イ 事前研修の内容

事前研修の内容は表 6 のとおりであり、県からは、へき地医療、医療計画等に精通する職員がいたため、簡単に事前研修の実施要領等を策定できたとの意見がある一方、厚生労働省に照会したが、情報提供はなく、事前研修の実施要領等を策定済みである複数の都道府県に情報収集を行うなどの負担が生じたとの意見が聞かれた。

表 6 事前研修の内容

番号	事前研修の内容
1	事前研修の具体的な実施方法について厚生労働省に照会したものの、地域の実情に応じて検討してほしいとの回答であったため、事前研修の実施要領等を策定済みである複数の都道府県に情報収集を行い、実施要領を策定したが、情報収集のための業務負担が生じた。 研修資料については、動画研修（e-ラーニング）を採用している例がある一方で、都道府県が自ら策定している既存の医療計画を活用している例が多かったため、当県では医療計画の該当部分を抜粋したものを活用 事前研修は派遣元事業主が実施し、実施後、派遣元事業主は県に修了報告書を提出。県は報告書を受理し、派遣元事業主に対し、修了確認書及び修了証明書を交付
2	へき地医療、医療計画等に精通する職員が中心となり、厚生労働省への照会、他の都道府県への情報収集を行うことなく、1～2 週間程度で実施要領を策定 研修資料については、医療計画を抜粋したものを活用 事前研修は派遣元事業主が実施し、実施後、派遣元事業主が県に修了報告書を提出。県は当該報告書を受理し、派遣元事業主及び派遣労働者に対し修了証明書を交付

（注）当局の情報収集結果による。

ウ 事前研修の実施に当たって苦勞した点

事前研修の実施に当たって苦勞した点は表 7 のとおりであり、実施要領等を策定済みである都道府県からの情報収集に苦勞した、研修資料の作成に苦勞したことから、事前研修を実施している他都道府県の例を情報提供してほしい等の意見が聞かれた。

表 7 事前研修の実施に当たって苦勞した点

概要	事前研修の実施に当たって苦勞した点
事前研修を実施している他都道府県の例について情報提供してほしい。	<u>事前研修の実施に当たり、実施要領等を策定済みである複数の都道府県に対して情報収集を行ったが、時間と労力を要し苦勞したことから、実施スキーム、実施要領及び研修資料の策定方法について、他都道府県の例を複数示してもらえれば、現場としては大変有り難い。</u> また、実施要領の策定や研修資料の作成に係る Q & A があれば参考になると考えられる。
既存の資料（医療計画等）を研修資料として活用しても差し支えない旨を通知に記載してほしい。	令和 3 年通知において、事前研修の内容（へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等）が明記されているが、 <u>具体的にどのような研修資料を作成するか非常に判断に迷った。</u> このため、例えば令和 3 年通知の事前研修の内容の項目欄に、「研修資料は既存資料（医療計画等）を使用しても差し支えない」、「実際に既存の資料を使用して研修を実施している都道府県もある」といった内容が記載されていると、現場にとっての判断材料になると考えられる。
事前研修の実施状況に係るフォローアップ照会を実施してほしい。	令和 3 年通知が発出されて以降、数年経過しているが、 <u>事前研修を承知していない都道府県がある可能性</u> が考えられる。このため、各都道府県に対して事前研修の実施状況に係るフォローアップ照会を行うことにより、事前研修を実施していない都道府県に対する気付きのきっかけを作る必要があるのではないかと考えられる。

（注）当局の情報収集結果による。

（参考）

東北管内以外の都道府県（41 都道府県）について、ホームページで事前研修の実施状況を確認したところ、令和 6 年 12 月 9 日現在において、17 都道府県で事前研修を実施している状況が確認できたほか、事前研修の実施スキーム及び研修実施要領に加え、研修資料についても公表している例が複数みられた。

一方、残りの 24 県においては、ホームページ上では事前研修の実施状況は確認できな

かった。

4 まとめ

派遣業者から寄せられた行政相談を踏まえ、医療機関等に看護師等を派遣している派遣業者における派遣の実態や、派遣に当たってのあい路等を聴取したところ、へき地の医療機関から派遣ニーズがあるにもかかわらず、派遣をしようとしても、県が事前研修を実施していないために、派遣業者が独自に研修資料を作成し、事前研修を行わなければならないなど過度な負担が生じているものの、今後も事前研修を実施することは考えていないとする県もみられた。

また、事前研修を実施していない県からは、事前研修の実施を検討するに当たり、実施要領等について、どのように策定すればよいか不明であることが課題であるとの意見が聞かれた。さらに、事前研修を実施している県からも、事前研修に係る他都道府県への情報収集や研修資料の作成に苦労したとの意見が聞かれた。

このように、令和3年通知で示された「都道府県のへき地医療支援機構等が中心となって事前研修を行うこと」が励行されていない可能性があることや事前研修の実施を検討するに当たり実施要領等の策定に苦慮している状況がみられるが、東北6県以外の都道府県においても同様となっている可能性があることから、厚生労働省は、事前研修を実施していない県の要望も踏まえつつ、令和3年通知の再周知や既に事前研修に係る取組を行っている都道府県の情報提供などを行うことが望まれる。

(参考)

事前研修に係る取組を公表している都道府県のホームページの URL (令和6年12月9日現在)

- ・北海道 : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hekichihaken.html>
- ・山形県 : <https://www.pref.yamagata.jp/090013/kenfuku/iryo/ishikangoshi/hakenkenshu.html>
- ・福島県 : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045d/hekichi-haken.html>
- ・栃木県 : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/hekichi.html>
- ・東京都 : https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/ritousankan/jizenkenshu.html
- ・神奈川県 : https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/remote_area.html
- ・新潟県 : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikiiryo/hekitihakenzizenkensyu.html>
- ・富山県 : <https://www.pref.toyama.jp/1204/kurashi/kenkou/iryou/toyama-imu/hekichiiryou.html>
- ・石川県 : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryou/hekichi/20240522.html>
- ・岐阜県 : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/351970.html>
- ・静岡県 : <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/chiikiiryo/1043619.html>
- ・愛知県 : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/hekichiiryou.html>
- ・京都府 : <https://www.pref.kyoto.jp/iryo/news/general/20220523.html>
- ・広島県 : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/jizenkenshu.html>
- ・山口県 : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/201370.html>

- ・福岡県：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kangoshi-haken.html>
- ・熊本県：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/42/128349.html>
- ・大分県：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/hekichi-kensyu.html>
- ・鹿児島県：<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryo/kan/chikiiryou/hekichikango.html>